平成１９年（ヒ）第２０６３号
東京都台東区浅草橋１丁目21番６号
清算株式会社　株式会社明宏不動産
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１０３号
鹿児島市明和２丁目14番12号
清算株式会社　パブリック商事株式会社
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

更生債権等の特別調査期間

平成２１年（ミ）第２９号
東京都三鷹市下連雀６丁目１番33号
更生会社　春日電機株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成22年４月14日から平成22年４月16日までとする。
平成22年３月19日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３９号
岐阜県飛騨市古川町数河80番地の１
再生債務者　飛騨ハイランド観光株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１－６－12　大手町建物虎ノ門ビル７階　日比谷総合法律事務所　弁護士　中藤　　力
平成22年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３号
愛知県津島市鹿伏兎町上春日台４番地の11
再生債務者　株式会社コンサルト
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区錦２丁目４番３号　錦パークビル10階　しょうぶ法律事務所　弁護士　山田　尚武
平成22年３月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再）第１号
滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘17番４
再生債務者　株式会社サンセイ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　滋賀県草津市野村１丁目25番27号　増井ビル１階　阪口法律事務所　弁護士　阪口　大視
平成22年３月19日　　大津地方裁判所民事部

平成２２年（再）第１号
宮崎市千草町４番17号
再生債務者　アイ・シー・カード株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市旭１丁目６番17号　マリンビル４階　郷法律事務所　弁護士　郷　　俊介
平成22年３月18日
宮崎地方裁判所民事部破産係

決議に付する決定

平成２１年（再）第１２号
札幌市厚別区厚別東１条６丁目２番11号
再生債務者　高橋　修史
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月19日まで
平成22年３月19日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１０号
神奈川県綾瀬市早川2647番地５
再生債務者　有限会社三沢塗装工業所
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年５月14日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年５月12日
４　議決権者確定の基準日　平成22年５月12日
平成22年３月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第１号
広島市佐伯区五日市中央２丁目１番35号
再生債務者　株式会社田の久
１　決議に付する計画案　平成22年２月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月27日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年４月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月26日
平成22年３月18日
広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２１年（再）第２号
静岡県駿東郡長泉町下長窪481番地の３
再生債務者　三ツ石哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年３月18日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２１年（再）第２号
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目14番地の10
再生債務者　重坂商店こと　重坂　眞一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年３月17日　　奈良地方裁判所

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
北海道釧路郡釧路町曙３丁目11番地３
再生債務者　渡辺医院こと　渡邉　高明
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件について、監督委員が選任され、再生計画認可の決定が確定した後３年が経過したので、民事再生法188条２項を適用して、主文のとおり決定する。
平成22年３月16日　　釧路地方裁判所民事部

平成２０年（再）第１９８号
大分県由布市挾間町向原864番地の１
再生債務者　株式会社大分サニーヒルゴルフ場
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１９９号
熊本県菊池郡大津町大字瀬田711番地
再生債務者　株式会社阿蘇大津ゴルフ場
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（再）第２５号
大阪府堺市南区原山台５丁12番４号
再生債務者　山野染工株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３号
香川県高松市東ハゼ町５番地６、開始時住所　東京都品川区西五反田２丁目19番３号
再生債務者　株式会社日本テクノコンサル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年３月17日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第４号
沖縄県浦添市西原４丁目36番17号
再生債務者　株式会社物琉
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　沖縄県那覇市久茂地３丁目22番１号　日高ビル４階Ｂ　開法律事務所　弁護士　宮里　　猛
３　廃止の理由の要旨　裁判所が定めた期間内に再生計画案の提出がなかった。
平成22年３月17日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６０号
千葉県船橋市習志野台４丁目84番２－201号
再生債務者　鈴木　邦治
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月５日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月19日から平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係